

令和7年 第3回浅口市農業委員会議事録

令和7年3月14日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	瀬 良 哲哉	出
2	渡 邊 清志	出	金光2	藤 丘 廣志	出
3	友 田 陽勝	出	金光2	安 田 文彦	出
5	古 城 富士夫	欠	金光3	荒 木 秀樹	出
6	川 崎 英俊	出	金光3	菰 口 清司	出
7	柚 木 栄蔵	出	鴨方1	吉 川 孝之	出
8	吉 田 潤市	出	鴨方1	杉 本 正彦	出
9	虫 明 伸吾	出	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	出
10	—	—	鴨方2	虫 上 行治	出
11	渡 邊 豊	出	鴨方3	山 下 善弘	出
12	齋 藤 孝実	欠	鴨方3	山 下 眞治	出
13	岡 田 直樹	出	寄島1	中 濱 稔文	出
			寄島2	大 島 明敏	出

事務局

産業振興課長兼農業委員会事務局長 瀬良 昌弘

書記 谷口 輝昭 書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第11号 浅口市農業委員会会長代理の選出について

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第3号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和7年4月15日（火））

	開会（午後１時３０分）
議 長	それでは、定刻が参りましたので、これから始めてまいります。早速ですが、本日も慎重審議にご協力をひとつよろしく申し上げます。 これより令和７年第３回浅口市農業委員会を開会します。 ただいまの出席委員は９名で定足数に達しております。また、推進委員は１３名の参加であります。 今回も会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。 日程第１、議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において１３番岡田委員、１番大橋委員を指名します。 日程第２、会期の決定についてを議題とします。 会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、会期を本日１日とします。 日程第３、議事に移ります。 議案第１１号浅口市農業委員会会長代理の選出について事務局から説明をお願いします。
事務局	失礼いたします。 議案第１１号浅口市農業委員会会長代理の選出についてご説明いたします。 前回の農業委員会で皆様にご同意いただきましたように、２月末で会長代理の高井委員が辞任をされております。これに伴いまして、新たに会長代理を互選していただきます。
議 長	互選の方法は、指名推選と投票がありますが、指名推選が先例となっております。 ただいま説明がありました。 互選の方法は、指名推選とすることにご異議ありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、互選の方法は指名推選とします。 なお、指名推選の手続は、地方自治法第１１８条の規定に準じて行います。 被指名人はありますか。 はい、どうぞ。
委 員	友田委員をご指名させていただきます。
議 長	ただいま友田委員の指名がありました。 友田委員、よろしいでしょうか。
委 員	別に構いません。会長が金光の占見なんで、私も金光でというのも考えたんですけど、別にそれで皆さん構わないとおっしゃるんでしたらお受けさせていただきます。
議 長	お諮りします。 友田委員を農業委員会会長代理とすることにご異議はありませんか。

委 員	異議なし声
議 長	ありがとうございます。 異議なしと認め、決定します。 ただいまの決定により、当選人に対する告知とします。 なお、会長代理の任期については、前任者の残任期間であります令和 9 年 7 月 3 1 日までになります。 それでは、友田委員、こちらの席へお進みいただき、ご挨拶のほうをよろしく願いします。
会長代理	ただいま会長代理ということで大変になりましたけど、まだ私は今回で 3 期目で、ちょっとよく覚えてないんですけど、そういうところでまだ代理とかその辺、農業のほうも実際にはずっとこちらでやってたわけじゃなくて、定年退職後 6 5 歳から始めたばっかしで、何も分からない点が結構あると思いますけど、一生懸命やりますけど、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、議案第 1 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局	5 1 9 番の件について事務局の説明を求めます。 失礼します。議案書は 2 ページになります。 議案第 1 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和 7 年 3 月 1 4 日提出。 番号 5 1 9、土地の所在地は、鴨方町地頭上です。畑、9 6 8 平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、7 番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	7 番柚木です。 地図は 1 ページ、2 ページ。 それちょうど北側へ家がありますけど、ここへ住んでるのが〇〇〇〇で、それで家の周りで荒れとる畑の活用をしてくれたらと、そういうことで双方話があり、私のほうへ相談が来て、そういうなかで話がまとまった格好です。何の問題もないと思いますが、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、5 1 9 番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。

	続きまして、５２３番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号５２３、土地の所在地は、寄島町です。田、４３４平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１２番齋藤委員、補足説明となりますが、本日委員欠席のため、事務局お願いします。
事務局	はい。それでは、引き続いて担当の農業委員さんが今日欠席されておりますので、事務局のほうで説明のほうをさせていただきます。
	地図のほうは、３ページ、４ページになります。
	今回の該当の場所が５２３番になりますので、上側の土地になります。こちらのほうが、〇〇〇〇の西側、〇〇〇〇の北西のあたりで少し中に入った場所になります。管理は今もされておりますので、農業委員さんのほうも特に問題ないということでお伺いしております。よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５２３番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５２４番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号５２４、土地の所在地は、全て寄島町です。５２４－１、田、１５５平米、５２４－２、田、３０８平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	これも齋藤委員の担当なんですが、お休みなんで、事務局のほうからひとつお願いします。
事務局	はい。じゃあ、引き続いて事務局のほうから説明をさせていただきます。
	地図のほうは、先ほどの３ページ、４ページの下側の土地になります。２筆でありまして、こちらのほうも今も管理をされている土地になりまして、特に問題ないということでお伺いをしております。ご審議のほうよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５２４番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５２６番の件について事務局の説明を求めます。

事務局	失礼します。番号５２６、土地の所在地は、全て鴨方町六条院西です。５２６－１、田、３９９平米。５２６－２、田、１５３平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１１番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。
委 員	１１番渡邊です。
	位置図は、５ページ、６ページです。
	この案件の場所は、〇〇〇〇がありますが、そこの東側の信号から〇〇〇〇を４００メートルぐらい南に入った東側に当たります。譲渡し人が高齢のため管理できないので、近隣の方に譲り渡すということであります。問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５２６番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５２７番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号５２７、土地の所在地は、全て寄島町です。５２７－１、畑、４２１平米。同じく２外といたしまして、畑２筆、２８６平米、田３筆、９７２平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	この議案も齋藤委員の担当なんで、すいませんけど、事務局のほうからお願いします。
事務局	はい。それでは、こちらで説明をさせていただきます。
	場所のほうは、７ページ、８ページになります。
	〇〇〇〇の旧道と新しい道路が交わるところから、旧道のほうに少し入ったところになります。譲渡し人のほうは管理ができないということで、譲受人に贈与をされるということになります。問題はないかと思ひます。農業委員さんのほうも特に問題なしということで伺っております。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５２７番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５２８番の件について事務局の説明を求めます。

事務局	失礼いたします。番号５２８、土地の所在地は、全て寄島町です。５２８－１、田、３１４平米。５２８－２、畑、１３８平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	この議案も齋藤委員の担当なのですが、事務局のほうでお願いします。
事務局	はい。失礼いたします。
	場所のほうが、９ページ、１０ページになります。
	こちらのほうが、こちらの〇〇〇〇から西に入ったところになります。
	まず、５２８ですので、上側の区画が対象になります。それと、こちらのほう、現地確認に行ったときに、ちょうど今回該当になってる譲受人さんから、話を聞きました。管理ができないので、もう地元にいる方に贈与したいというご意志で今回の案件が上がってきているということをお伺いしております。今も耕作されておまして、特に問題ないと思います。農業委員さんのほうも問題ないということで、こちらのほうをお伺いしております。ご審議をよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５２８番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５２９番の件になります。
	この件に対して事務局の説明を求めます。
事務局	失礼いたします。番号５２９、土地の所在地は、全て寄島町です。５２９－１、畑、１１２平米。５２９－２、畑、１０２平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、１１番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。
委 員	１１番渡邊です。
	この案件の場所は、５２８番で事務局のほうから説明がありましたその場所のちょうど南側に面したところにあります。譲受人が違うだけで、あとは先ほど事務局が説明したとおりであります。問題ないと思いますので、ご審議をよろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５２９番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。

	続きまして、議案第１３号農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。 ５１８番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼いたします。議案書の３ページになります。 議案第１３号農地法第５条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和７年３月１４日提出。 番号５１８、土地の所在地は、鴨方町六条院中です。畑、１１６平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇です。転用目的は、建て売り住宅。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第３種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１１番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。
委 員	１１番渡邊です。 地図は、１１、１２ページになります。 この案件の場所は、鴨方駅向こう側の〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇から南へ２００メートルぐらい行ったところの住宅地の中にあります。もともと住宅地、宅地だったところの中に畑が残っていたみたいで、それを造成して建て売りの住宅を建てるみたいであります。水利委員、土木委員の承諾を得ており、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５１８番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５２２番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号５２２、土地の所在地は、鴨方町益坂です。田、１，６０７平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇です。転用目的は、共同住宅。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第３種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。この申請と同時に、市開発許可も申請中です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	７番柚木。 地図は１３、１４ページになります。 この物件は、昨年許可した案件のちょうど南側の土地であります。その影響でこちらにも話があったようです。何も問題ないと思いますから、審議のほうよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声

議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５２２番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	次に、５２５番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号５２５、土地の所在地は、金光町占見新田です。畑、４８５平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、分譲宅地。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第３種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１番大橋委員、補足説明をお願いします。
委 員	１番大橋です。
	地図は、１５、１６ページです。
	本件の場所は、〇〇〇〇からすぐ北に、裏側になります。その今の現状は、畑をされとるような様子で、何も問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５２５番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第１４号農用地利用集積計画についてを議題とします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。議案書の４ページから６ページになります。
	議案第１４号農用地利用集積計画について。令和７年３月１４日提出。
	それでは、説明いたします。
	番号５８から６７になります。
	この１０件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有をされております。
	利用権設定を受ける方は５名、農地は１３筆で、更新が７筆、新規が６筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。
	契約期間は、６年未満が８件、１０年以上が５件になります。
	次に、６ページをご覧ください。
	（１）地目別設定面積になりますが、田、１万１，８８８平米、畑、１，２４１平米です。
	以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、承認することに決定します。 日程第４、報告事項に移ります。 報告第３号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
事務局	失礼いたします。議案書は７ページになります。 また、地図のほうは１７ページ、１８ページになります。 報告第３号農地法施行規則該当転用届について。令和７年３月１４日提出。 番号５１５、鴨方町本庄、田、５７２平米のうち３１平米。申請人は、〇〇〇〇。 施設の概要は、〇〇〇〇。 以上になります。
議 長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑がないようですので、報告を受けたとします。 日程第５、その他に移ります。 事務局から報告等ありましたらお願いします。
事務局	①地域計画策定に係る意見聴取の回答について ②農地賃借料情報の提供について ③農地利用意向調査の発送について ④２０２５年農業委員会 活動記録セットについて ⑤次回の農業委員会について
議 長	①農地利用意向調査について。
議 長	特にないようなので、本日の委員会は以上で閉会とします。 ご苦労さまでした。 閉会（午後２時１０分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月14日

浅口市農業委員会長

⑨

同 委 員

⑨

同 委 員

⑨